

2011年2月1日

「子ども・子育て新システム」に関する意見書

大阪弁護士会

会長 金子武嗣

第1 意見の趣旨

「子ども・子育て新システム（以下「新システム」という。）の基本制度案要綱」が、2010年6月29日、政府の少子化社会対策会議で決定された。この新システムは、「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステム」を構築すべく、2011年3月の通常国会への法案提出を目指して、現在、作業部会において急ピッチで検討作業が進められている。

新システムの目的の1つが、待機児童の解消や多様な保育需要を満たす必要性などを受け止めて、その解決を図ろうとしている点にあることは正当である。

しかし、その解決手法が、わが国の未来を担う子どもたちの生育環境を抜本的に変革する極めて重大な制度改革であるうえ、様々な懸念事項を含んでいる。にもかかわらず、その内容や懸念事項は国民や保育関係者に十分に知らされておらず、1年に満たない検討期間で立法を目指すのは、明らかに拙速である。

そこで、当会は、下記の懸念事項があるので、拙速な法案提出に反対する。

記

1（権利や方針の不存在）

子どもの生存権及び成長発達する権利や、子どもの最善の利益が主として考慮されるという指針が明示的に位置づけられていない。

2（現行制度で保障されてきた子どもの権利と最低基準の切り下げを招く危険性）

保育所で生活する子どもたちの生存や安全を最低限保障するナショナルミニマムである児童福祉施設最低基準（面積基準や職員配置基準など）の切り下げを招くなど、現行の保育所制度のもとで保障されてきた子どもの権利が後退する危険性がある。

3（保育所の福祉的機能崩壊の危険性）

保護者の就労や疾病等の多様な困難を抱える子どもたちの日中の「生活の場」に、経済原理が持ち込まれ、これまで保育所が担ってきた福祉的機能を崩壊させる危険性がある。

4（直接契約・応益負担により貧困家庭や障がい児等が排斥される危険性）

応益負担では、費用負担できない保護者が入所申請を控え、直接契約のもとでは、障がい等の特別な支援を要する子どもは逆選別される危険性がある。

5（保育労働者の労働条件悪化と保育の質の低下を招く危険性）

必要な恒久財源が確保されない事態となれば、人件費削減のため保育士の非正規化などの労働条件切り下げが行われ、子どもたちの安全に関わる保育の質が低下する危険性がある。

第2 意見の理由

1 はじめに

(1) 新システムを検討するにあたって必要な視点

ア 子どもの生存権及び成長発達する権利

子どもは、単なる保護の客体ではなく、権利の主体であって、ひとしく個人として尊重されなければならない(憲法13条、14条)。

国民は、生命に対する固有の権利を有することはもちろん、健康で文化的な最低限度の生活を保障されなければならない(憲法25条)。また、人間として成長発達する権利を有し、この権利を実現するために、ひとしく教育を受ける機会を保障される(憲法26条)。この権利主体性は、子どもであっても何ら異なるものではない。ただ、「子どもは、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする(児童権利の宣言)」ことに鑑み「養護」の観点が入り、すべての子どもは、生命に対する固有の権利を有することはもちろん、健康で文化的な最低限度の生活を保障され、愛護され、成長発達する権利を有しているのである(憲法13条、14条、25条など)。

わが国の憲法上認められる上記の権利は、子どもの権利条約が、「締約国は、すべての子どもが生命に対する固有の権利を有することを認める(条約6条1項)」、「締約国は、子どもの生存、及び発達を可能な最大限の範囲において確保する(条約6条2項)」と規定しているところと同趣旨である。

この憲法上、条約上保障された子どもの生存権及び成長発達する権利を具体的に保障したものが児童福祉法であり、かかる文脈の中で、ナショナルミニマムとしての最低基準などを具体的に定めている。

法制度の構築にあたって、かかる法的権利性を位置づけることは、国民の人権保障にとって必要不可欠なものである。

イ 子どもの権利条約との整合性～国連子どもの権利委員会の勧告等～

ところで、国連は、子どもの権利条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、子どもの権利委員会を設置している(条約43条1項)。国連子どもの権利委員会では、5年ごとの政府報告(条約44条)を受けて「最終見解」を採択しており、直近では、2010年6月に、日本政府の第3回報告に対する「最終見解」を採択している。

子どもの権利条約は、我が国が批准して国内法的効力を有していることから、この「最終見解」は、国際的な信用という観点からはもちろん、法律論的にも相応の尊重を持って受け止める必要がある。

ウ 目指すべき方向性について

すべての子どもたちの権利保障へ

新システムが目的の1つとして掲げる「すべての子どもへの良質な生育環境を保障」することは、子どもの権利を保障する観点から正しい方向性を有している。

公的責任の拡大へ

新システムが指摘するように、次代の社会を担う子どもの育成は、親の責任のみならず社会的な責任でもあり、このことは、我が国でも広く承認されるようになってきている。

これは、国連子ども特別総会成果文書である「子どもにふさわしい世界を（2002年）」が、「子どもへの投資および子どもの権利の尊重」を、「公正な社会、力強い経済および貧困から自由な世界の基盤を形成する」と意義づけたように、国際的にも承認されるようになってきた潮流でもあり、子どもの権利条約の趣旨に添う流れでもある。

子どものための優先予算額の保護

このような流れの中で、「最終見解」は、我が国に対して、「子どもの権利の優先性を反映した戦略的な予算額を定義（パラ20b）」することや、「財源の変化に対しても、子どものための優先予算額を保護（パラ20c）」することを勧告している。この優先性は、国連子ども特別総会成果文書である「子どもにふさわしい世界を（2002年）」において、「子どもへの投資および子どもの権利の尊重」を意義づけているように、国際的に広く承認されつつある潮流である。

ところが、我が国の現実には、「社会支出がOECD平均より低いこと、貧困が最近の経済危機以前からすでに増加しており、現在、貧困が人口の約15%に達している（パラ19）」というものである。

しかも、この現実には、2002年の国連子ども特別総会成果文書で「子どもへの投資および子どもの権利の尊重」が意義づけられ、それが国際的な潮流となっているにも関わらず、我が国で実際に生じていることである。

先の勧告が、この日本の現実に「深い懸念」を表明（パラ19）していることは、世界の潮流から我が国が大幅に遅れていることを示しているのであり、厳粛に受け止める必要がある。

新システムの検討過程では、これらの点を強く意識する必要がある。

（2）現行の保育制度と新システムの概略（保育所を中心として）

ア 現行の保育制度

前述の子ども権利の具体的保障の1つとして、児童福祉法では「保育に欠ける場合（保護者が就労や疾病等のため、日中、子どもの生活保障を十分になすことができない場合）」、市町村は原則として「保育所において保育しなければならない（法24条1項本文）」とし、それが保障できないやむを得ない事情がある場合であっても「適切な保護をしなければならない（法24条1項但書）」と規定し、保育を公的に保障しようとしている。これが、いわゆる「保育所において保育を受ける権利」である。

この「保育所において保育を受ける権利」は、以下の3つの柱で支えられている。第1は、市町村の保育実施義務（児童福祉法24条1項）である。市町村は、自ら公立保育所を設置運営するか私立保育園に委託して、市町村の責任で保育を実施する義務がある。第2は、保育所での保育の内実を、法的拘束力のある児童福祉施設最低基準（政令）及び保育指針（厚生労働大臣告示）によって、具体的

に保障している。地方公共団体の上乘せ可能性は認めつつ、いわゆるナショナルミニマムとして、「子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保する（児童福祉法45条1項後段）」に足る最低限の保育水準を保障している。第3は、これら最低基準等を維持するために要する費用は公費でまかない、子どもは、保育を受けることができるという構造（いわゆる現物給付）になっており、保護者はその能力に応じて費用負担する（応能負担）。

つまり、現行の保育制度は、ナショナルミニマムとしての最低基準を設定し、市町村の公的義務として、保育所を利用するすべての子どもに対して、親の経済力や子どもが抱えている困難性の程度に関わりなく、ひとしく保育を保障するという制度設計である。

イ 新システムの概略（保育所を中心として）

新システムは、「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築」をしようとするものであるが、市町村の保育実施義務をなくして保護者と施設との直接契約とし、市町村は、保育の必要度の認定とそれに相応する保育料の何割かを保護者に直接給付する仕組み（いわゆるバウチャー制）に変化させようとしている。保育料は公定価格としつつも、特別保育の保育料は別途徴収することができる方向で検討されている。また、児童福祉施設最低基準（面積基準や職員配置基準など）については、堅持を明記しておらず、地方公共団体の事情によっては引き下げも可能となる余地も含めて検討されている。公費でまかなうという点については、「保育に欠ける児童」を対象としている現行制度でさえも待機児童があふれている中で、すべての子どもを対象として一挙に対象範囲を拡大する構想であるため、恒久財源の確保が課題となっている。更に、現物給付からバウチャー制に移行することに伴い、サービスに応じた費用負担（応益負担）という観点からの制度設計が目指されている。

つまり新システムは、ナショナルミニマムとしての最低基準には必ずしも拘泥せず、施設との直接契約で保育サービスを購入することとし、その保育サービスのうち通常保育の対価の一部のみを、市町村が認定する保育の必要度の範囲で公的に保障するという制度設計である（認定以上の保育時間や特別保育を希望する場合は自己負担）。

2 懸念1～権利や方針の不存在

新システムは、幼稚園・保育所等の垣根を取り払い、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化するとしている。

しかし、保育所と幼稚園は、児童福祉法と学校教育法という異なる法制度のもとで長い年月をかけて各々の制度を充実させ実践を積み重ねてきたものであり、特に保育所は「保育に欠ける児童」を対象とした福祉的機能を有するという重要な特徴を有している。幼稚園は、保護者が、日中、子どもの生活保障を十分になすことができることを前提に、学校教育法のもとで、日中の短時間、春・夏・冬の長期休暇を制度に組み込んでいるのに対し、保育所は、保護者が就労や疾病等のため、日中、子どもの生活保障を十分になすことができないことを前提に、児童福祉法のもとで、長時間の保

育を想定している。保育所は、子どもたちにとっては「生活の場」であり、養護・福祉的機能が強く求められているのである。

近時、保育所と幼稚園は、お互い双方にウイングを広げつつあり、共通する部分も増えてきてはいる。しかし、以上の基本設計や実態の相違を軽視し、軽々に形式的に一体化することは、保育所の福祉的機能を揺るがすことになり、従来保育所での保育で保障されてきた子どもの成長発達が危機にさらされる危険性がある。

そもそも「すべての子どもへの良質な生育環境を保障」するための「次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築」に、幼保一体化は不可欠ではない。必要とされるのは、子どもの権利を保障する包括的な立法のもとで、保育所や幼稚園、学童保育などを体系的に位置づけることである。前述の国連子どもの権利委員会「最終見解」も、「委員会は、締約国が、子どもの権利に関する包括的な法律を制定することを検討し、条約の原則及び規定と国内法制度の完全なる適合に向け対処するよう強く勧告する（パラ１２）」と述べている。

その意味で、まずなされるべきは、子どもの権利を保障する包括的な立法の制定であり、その中で、子どもの生存権と成長発達する権利を明示的に位置づけ、「子どもの最善の利益が主として考慮される」という行動指針や、前述した目指すべき方向性を確認する必要がある。

新システムでは、制度全体を貫く理念となるべき上記のような子どもの権利や指針が明示的に位置づけられておらず、子どもの権利がないがしろに扱われることを許容することになるのではないかという重大な懸念がある。

3 懸念２ 現行制度で保障されてきた子どもの権利と最低基準の切り下げを招く危険性

(1) 保育所入所についての公的責任の後退

新システムでは、市町村の保育実施義務をなくし直接契約にすることが予定されている。

しかし、保育実施義務をなくすことは、保育所の入所について、市町村が義務的な責任を負わないことを意味している。新システムでは、保育所の入所や待機、保育内容についての最終的な義務的責任は、市町村ではなく、各施設に移行することになってしまう。

これでは、現行法上保障されてきた「保育所において保育を受ける権利」は大幅に後退することになり、「公的責任の拡大へ」という目指すべき方向性と逆行する。

(2) 市町村の保育実施義務消滅による子どもの権利の後退

市町村の保育実施義務がなくなり直接契約に移行すれば、市町村は保育所の入所選考に直接関与できなくなる。その結果、待機児童数を直接に把握できなくなり、統計資料が作成できず、ひいては適切な待機児童対策を講じることができなくなる危険性がある。

また、現行の保育所制度では、市町村が客観的な選考基準に基づいて、優先度の高い順に入所できるよう選考しているが、直接契約のもとでは選考は各施設ごとにならざるをえない。特に、第２順位以下の希望の調整ができず、現行の保育所制度

のような公正性が確保できない。この点、新システムでは、「市町村の責任（義務ではない）」を規定し、施設には「応諾義務」を課すことが検討されているが、入所決定という実質的な権限が消滅した中で実効性をもって「応諾義務」の履行を実現することは困難であり、そもそも、多くの施設が個別に行う直接契約についての監督は現実問題として不可能である。

結局のところ、現行の保育所制度と比較して、従来保障されてきた子どもの権利が大きく後退することは避けられない。

（3）最低基準（ナショナルミニマム）切り下げの危険性

児童福祉施設最低基準（面積基準や職員配置基準など）が、子どもの生存権及び成長発達権の具体的保障として規定されていることは前述のとおりである。

しかし、新システムでは、ナショナルミニマムとしての最低基準の維持を明言せず、むしろ「サービスの質を担保する客観的基準による指定制を導入する」とする一方で、実施主体である市町村が「自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計」することとされているので、自治体ごとに異なる指定基準が設定され、しかも、その水準が現行の最低基準を下回るおそれがある。

ところで、この最低基準のうち面積などの施設基準は、昭和23年の制定以降全く改善されておらず、終戦直後の極端に疲弊した社会状況下で制定された当時の基準が現代でも維持されている状況である。例えば「2才未満児1人につき1.65㎡の乳児室」という基準は、ベビーベッドを置いて保育者が横に立つスペースをギリギリ確保できる程度の面積であり、その意味で、まさに最低限の基準であるということに留意しなければならない。

最低基準のうち職員配置基準は、厚生労働大臣の向上責任（児童福祉施設最低基準第3条5項）の履行として一定の改善がなされてはきた。しかし、例えば乳児3人あたり保育士1人という職員配置基準は、昭和43年の児童福祉審議会の意見具申から20年も経過した昭和63年ようやく改正されたという改善速度である。しかもこの基準でも、具体的にミルクを与える場面を想定すれば、同時に抱き上げてミルクを与えることは不可能であり、やはり最低限の基準であるということに留意しなければならない。

その意味で、最低基準は、まさに子どもの生存を保障するための最低限の安全弁である。ナショナルミニマムを崩すと地域によって保育水準が引き下げられる可能性が生じ、保育水準が引き下げられると子どもの生命身体に対する危険性が増大する。

厚生労働省が公表している保育施設における事故報告集計によれば、認可保育所ですら死亡事例が存在しているが（平成16年4月から平成21年11月までの過去6年間で19件、平成21年12月から平成22年12月までは5件）、認可外保育施設では、その利用者数が認可保育所の約9分の1であるにも関わらず、より多くの死亡事故が発生しており（平成16年4月から平成21年11月までの過去6年間で30件、平成21年12月から平成22年12月までは12件）、その発生率の高さは、最低基準の適用がないことと関連している可能性がある。この点、「最終見解」も、「子ども関連施設における事故がそれらの施設の安全最低基準が

遵守されていないことと関連している可能性があるとの情報について懸念する（パラ41の後段）」と指摘し、「公的・私的を問わず、子どものための施設を備えた機関が、適切な最低限の安全基準を遵守することを確保するよう勧告（パラ42の後段）」しているところである。

したがって、現行の最低基準を切り下げることが、違憲・違法となる場合がありえ、少なくとも子どもの権利を後退させるものであり不適切と言わざるを得ない。

4 懸念3～保育所の福祉的機能崩壊の危険性～

(1) 保育所の福祉的機能

子どもの養護のために必要とされる保育内容が保障されるというのが、保育所の福祉的機能の本質であり、保護者の経済格差や嗜好などによって必要な保育内容が子どもに保障されないと、子どもの福祉を害する事態を招きかねない。

現行の保育制度では、保育所は、就労家庭だけではなく、疾病の保護者を抱えた家庭など多様な困難を抱えた子どもたちの入所が予定されている。そこでは、親の経済格差等に関わりなく「保育所における保育」がひとしく公的に保障され、特に配慮を要する子どもについても、恩恵や追加サービスという観点ではなく、公的責任として職員加配等で適切な保育環境を整備し、ひとしく「保育所における保育」を保障してきた。このような保育環境中で、子どもたちが、互いに影響を与えあって成長発達していくことが予定されている。

このように、保育所は、子どもたちが日中の大部分を共に過ごし、共に育つ「生活の場」である。そこでは、子どもたちが、きょうだいのように生活し、育っていくことができる保育環境が用意される。

保育所は、このような児童福祉施設としての本来的な福祉的機能を中核として、「子どもの育ちを中心に、保育所と保護者、保護者間どうしの交流を通じて、保護者も育っていける場」、「地域の子育て支援のセンター的機能」などの多様な福祉的機能を有している。

現行の保育制度において保育所が有するこれらの多様な福祉的機能は、それ自体重要な役割を担っているものであるが、更にこれらは、孤立化による子育て困難な社会状況や、少子化による仲間・集団生活への適応困難が指摘される子どもの育ちへの処方箋となりうる要素をも含んでいる。

新システムの検討に際しては、これら福祉的機能の重要性を適切に把握する必要がある。

(2) 福祉的機能の崩壊の危険性

新システムは、施設との直接契約で保育サービスを購入することとし、その保育サービスのうち通常保育の対価の一部のみを、市町村が認定する保育の必要度の範囲で公的に保障するという制度である（認定以上の保育時間や特別保育を希望する場合は自己負担となる）。保育料は公定価格としつつも、特別な保育については別途保育料を自由設定できる方向で検討されている。

しかし、このような制度設計には、次のような多くの懸念がある。

認定された保育の必要度の違いからくるバラバラな保育時間や、「特別な保育」

の選択内容（保護者が選択しない場合も含む）の違いにより、細切れのサービスの提供に陥り、同じ保育所の同じ年齢の組で生活している子どもでも、同じ保育を受けることができず、異なる扱いを受ける場面が制度上予定されており、保護者の経済格差を「生活の場」で子どもに直面させることになってしまう。これでは、分け隔てなくひとしく保育を保障することによって、多様な困難を抱える子どもたちが共に育つ「生活の場」を確保してきた保育所の福祉的機能の根幹部分が損なわれてしまう。更に、「生活の場」におけるこのような扱いの違いは、生活を共にしている子ども間に、無用の軋轢を生むという新たな問題を抱え込むことにもなる。

保護者と保育所との関係は、直接契約で必要な保育サービスを必要な範囲で売り買いする関係となり、従来の福祉的な関係性は変容を迫られることになる。そこでは、子どもの育ちを中心にした福祉的な関係性の中で培ってきた「共に育ち合う関係性」は崩れ、子どもの成長発達のための豊かな保護環境が育っていかない危険性がある。

子どもたちの「生活の場」に経済原理を持ち込むことになる。経営的には、「特別な保育」を希望する保護者は収益性を向上させる要因として歓迎される一方、障がいや特別な困難性を抱えた子どもは、職員加配等に必要な対価が保障されない限り収益性を悪化させる要因として逆選別され排斥される危険性がある。しかも、待機児童の多い地域では施設側の売手市場であり、施設側からの逆選別の危険性は相当高い。これに対しては、応諾義務を課すことや職員加配等の金銭補助の必要性などが指摘されているが、直接契約のもとでは、市町村は契約に直接関与しないので、応諾義務の履行確保は困難である。また、職員加配等の金銭補助については、制度的な位置づけが不明確なままで推移している。これは、そもそも障がい児が、恩恵としてではなく、「特別の養護についての権利（条約23条2項）」を有しているという権利としての位置づけが明示されていないことにも起因している。

新システムのもとでは、長期的に見ると、各施設は、経営効率的観点から利用者が同質化する方向に向かい、保護者の経済的事情に対応して、料金設定の異なる様々な階層の保育所への分化の道をたどることが予想される。現行の保育所制度における保育所の子どもたちの多様性は失われ、職員加配等を要する障がいや特別な困難性を抱えた子どもは、結果的に一部の公立施設に集中させられ、ノーマライゼーションの流れに逆行する危険性がある。

このように、新システムは、現行の保育所制度において保育所が有する福祉機能を崩壊させるのではないかと懸念があるが、新システムの検討過程では、了解可能な福祉機能維持の方策が示されていない。

5 懸念4～直接契約・応益負担により貧困家庭や障がい児等が排斥される危険性～

新システムでは、保護者の負担（保育料）も現行の応能負担から応益負担に変わり、保育時間が長くなれば保育料も高くなる。そうすると、費用負担できない低所得家庭の保護者が入所申請を控え、真に必要な性の高い子どもほど保育所における保育を受け

る機会を奪われる危険性がある。このような場合、貧困家庭の保護者は、保育所という社会資源との関係性を持ってないことで、より孤立化しやすく、子どもが虐待（特にネグレクト）されるリスクが高まる。

また、前述のように、障がい等の特別な支援を要する子どもは逆選別される危険性があるが、直接契約のもとでは、市町村は契約に直接関与しないので、公正な選考を確実に保障することができない。

このような事態は、子どもの権利を大きく後退させるだけでなく、新システムが掲げる「すべての子どもへの良質な生育環境を保障」するという目的とも矛盾すると言わなければならない。

6 懸念5～保育労働者の労働条件悪化と保育の質の低下を招く危険性

新システムでは、通常の保育に要する費用は公費でまかなわれるものの、各自の認定以上の保育時間や特別保育の保育料については保護者負担である。そして、直接契約で応益負担なので、この部分の徴収業務の負担や徴収リスクは施設が負うことになる。そのため、認定度が高くしかも特別保育の希望も高い家庭の子どもが多ければ経営は安定するが、認定度が低く特別保育も希望しない家庭が多ければ、短時間利用者の集積での経営となり見通しが立ちにくく運営は不安定化する。認定度が高くしかも特別保育の希望も高い家庭の子どもばかりを集めることは、多くの場合困難であろうから、新システムでは、大なり小なり、運営の不安定化を招くことになる。このことに加えて更に、必要な恒久財源が確保されない事態となれば（初動のみ財源投入され、途中で減額される場合も同じ）、公費以外の収益で補充しなければならない事態にならないとも限らず、運営の不安定化は著しい。

このような状況下では、営利法人だけでなく社会福祉法人などの非営利法人も、事業の効率化とコスト削減を迫られる。保育所の主要なコストは人件費であるから、保育士などの賃金を下げ、正規職員を賃金の低い非正規職員に置き換えたり、職員数を極力減らすなどの方策を取らざるを得なくなる。このような保育労働者の労働条件の悪化は、新たなワーキングプア層を生み出すだけではない。専門性が高く経験を積んだ保育士が専門性も経験もない職員に置き換えられ、しかも、職員が職場に定着せず激しく入れ替わる事態を招き、子どもたちの安全に関わる保育の質が低下する危険性がある。

7 熟議の必要性

新システムの目的の1つが、待機児童の解消や多様な保育需要を満たす必要性などを受け止めて、その解決を図ろうとしている点にあることは正当であるが、その解決手法には更なる熟議が必要である。

新システムは、子どもたちの生育環境を抜本的に変革する重大な制度改革である以上、現行制度より権利保障が後退するものであってはならないことは当然であるが、これまで述べたように未だ課題山積である。

さらに、現行の保育所制度を廃止して新システムを構築しなければならないような問題点が現行の保育所制度に存在しているのか、待機児童の解消が進まなかった原因

は、法制度としての欠陥ではなく財政的な問題とも言われており、「最終見解」が指摘する「子どものための予算の優先的位置づけの必要性」という観点からは、財政的な戦略こそ検証されるべきではないのか、現行の保育所制度を維持したままでの新システム構築の方が適切ではないのか等、制度設計の基本的な方向性についての疑義すら存在する。仮に、新システムが、十分な財源措置を伴わないまま待機児童の解消のみを目指すため、貧困家庭の子どもや障がい児などが制度から排斥されたり、保育の質が低下する事態を甘受することを志向するのであれば、到底容認することができない。

新システムに関する法案の提出は、基本制度要綱案が制定された2010年6月25日から1年に満たない2011年通常国会が目標とされている。これは、上記の懸念事項の重大性と、その内容が国民や保育関係者に十分に知らされ国民的議論が尽くされていると言えないことからすれば、拙速に過ぎる。かかる拙速は、ことがわが国の将来を担う子どもの育ちに関わることだけに、取り返しのつかない禍根を残すおそれ強い。

熟議して懸念事項について適切な対応策を見いだすため、拙速な法案提出は差し控えるべきである。

以 上

参考 国連子どもの権利委員会日本政府報告（第3回）に対する「最終見解」

委員会は、締約国が、子どもの権利に関する包括的な法律を制定することを検討し、条約の原則及び規定と国内法制度の完全なる適合に向け対処するよう強く勧告する（パラ12）。

委員会は、条約の全範囲を網羅し、特に、子どもの間に存在する不平等や格差に対処する、権利をベースとした包括的な国内行動計画が欠如していることに、引き続き懸念を有する（パラ15の後段）。

委員会は、締約国に、（中略）、条約の全範囲をカバーする中長期目標を有する子どものための国内行動計画を採択・実施すること、さらに、成果を監督し、要すれば対策を修正する監視メカニズムとともに、適切な人的・財政的資源を提供するよう勧告する。特に、委員会は、行動計画が、所得・生活水準の不平等に加え、性別、障害、出身民族及び子どもが発達し、学び、責任ある人生に向け準備する機会を形作っているその他要素による不均衡に対処するよう勧告する。委員会は、締約国が、“子どもにふさわしい世界を”（2002年）及びその中期レビュー（2007年）の成果文書を考慮するよう勧告する（パラ16）。

委員会は、締約国の社会支出がOECD平均より低いこと、貧困が最近の経済危機以前から既に増加しており、現在、貧困が人口の約15%に達していること、（中略）、に対する深い懸念を表明する（パラ19の前段）。

委員会は締約国に以下を強く勧告する（パラ20）。

- （a）締約国は、予算割当が子どもの権利を実現する締約国の義務を果たすことを確保するため、子どもの権利の観点から国及び地方自治体における予算を徹底的に検証すること。
- （b）子どもの権利の優先性を反映した戦略的な予算額を定義すること
- （c）財源の変化に対しても、子どものための優先予算額を保護すること
（以下略）

委員会はまた、子ども関連施設における事故がそれらの施設の安全最低基準が遵守されていないことと関連している可能性があるとの情報について懸念する（パラ41の後段）

委員会はまた、締約国が、公的・私的を問わず、子どものための施設を備えた機関が、適切な最低限の安全基準を遵守することを確保するよう勧告する（パラ42の後段）。